

### 3 いじめ防止の基本方針

#### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う（当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的または物理的な影響を与える行為（SNS、インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

##### (2) 基本理念

いじめとは、人間として絶対に許されない行為である。人権に関する重大な問題であり、将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす。いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、安心して学習・その他の活動に取り組むことができるようにしなくてはならない。

家庭や対人関係など、様々な背景や、様々な場面で起こり得る。学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるよう学校全体で組織的にいじめ問題に取り組まなくてはならない。学校、家庭、地域と連携し、継続して防止対策、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

特に、いじめが起きない学校づくりは、教育活動の全般に関わっており、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要であるため、すべての教員が積極的に働きかけることが求められる。また、いじめが発生したときには、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明はしない。被害生徒の保護を第一とし、関係機関と連携して早期対応を行う。

##### 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期対応・再発防止に努めるとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。特に早期発見については、生徒の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して看過してはならない。

また、教職員自身が人権意識に乏しく、無配慮な言動などによっていじめが誘発されたり助長されたりすることのないよう、教職員は常に全ての生徒に対して人権意識を持って接し、生徒に信頼されるべき存在であるよう常に自省し、研鑽を積み重ねなければならない。

##### (3) いじめに対する基本認識

いじめは、現に起きているという危機意識をもたなくてはならない。  
また、いじめは絶対に許さないという強い気持ちをもち、看過してはならない。

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景や場面で、起こりうる。
- ③ いじめは、被害者側にも問題があるなどの考えは否定されるべきものであり、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」・「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である。
- ④ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤ いじめは、生命、心身または財産に重大な危険を生じさせる場合もあり、犯罪行為として扱われるものもある。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題である。

##### (4) いじめにおける子どもの心理

###### ① いじめを受けている子どもの気持ち

ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口してさらにいじめを受けるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめを受けている事実を言わない、言えないことが多くある。

イ 屈辱をこらえて明るく振る舞ったり、自分に原因があるからと自分を責めたりして、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。

ウ ストレスや欲求不満の解消を、他の子どもに向けることがある。

② いじめを行っている子どもの気持ち

ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。

イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。

ウ いじめを受ける側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。

エ 差異（個性）を柔軟に受け入れられないことや、様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていることがある。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策組織の名称 「いじめ対策委員会」(いじめ防止チーム)

(2) 構成メンバー

校長、教頭、SSR 担当、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年生徒指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(3) 組織の役割

① いじめへの即時対応、窓口（事実確認、保護者との連携、関係機関との連携）

② いじめ未然防止活動（定期的な教育相談、相談窓口の周知・徹底、情報収集と記録）

③ いじめ防止の指導、支援方針の決定

④ 教職員の資質向上のための校内研修

## 3 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、心の通じ合うコミュニケーションを育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり（居場所の確保）をおこなうとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

(1) 豊かな人間性を育む取組

① 発達段階に応じ、「生命尊重」・「思いやりのある心」などの道徳の計画を作成し、計画的・組織的に実施する。

② 総合的な学習の時間では、講習会等を実施し、社会に目を向けさせる。

③ 1年生では、社会で活躍する「職業人に話を聞く会」を設けたり、職業について調べる活動を通して、将来への希望をもたせる。

④ 2年生では、「職業体験」により、活動を通して、働くことの大変さや喜びとともに、コミュニケーションの重要性に気づかせる。

⑤ 生徒会活動や部活動など、生徒自らが自己決定できる場を設定するとともに、集団活動により、考え方の多様性に気づかせる。

(2) いじめ防止に向けた環境づくり

① 被害生徒の保護を第一とすることを学校全体で共有する。

② 生徒が安心して相談できる環境をつくるため、アンケート調査を定期的に行う。

③ 全校生に教育相談を行う。（定期的な期間及び適宜）

④ スクールカウンセラーとの連携強化。

⑤ 互いを認め合い、安らぎのある、生徒一人一人の居場所がある学級経営に努める。

⑥ 学校行事や部活動でのストレス過剰がいじめを誘発しないよう、目的や目標を適切に設定して活動を行う。

⑦ 小学校との連携を深め、引き継ぎを適切に行い人間関係のトラブル改善を図る。

(3) 授業における取組

① すべての教科で道徳性を養えるよう授業内容の充実を図る。

② 学習指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を図る。

③ 生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を持たせる授業を工夫する。

④ ペアワークやグループディスカッション等、他者との関わりを深める活動を学習活動に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。

(4) 保護者や地域に開かれた学校づくり

① ホームページや広報誌などにより、学校の指導方針を明示する。

② 学年だよりや学校便りでの情報発信を行う。

③ 人権研修会の開催。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①未然防止のために

ア情報モラルに関する講習会や授業を計画的に実施する。  
イ保護者へのインターネットの取り扱いやいじめについての情報提供や啓発活動に努める。  
ウ教員の理解や ICT 活用能力を高め、迅速に情報をキャッチする。

②早期発見・早期対応のために

ア専門的な機関の相談窓口の周知。  
イ書き込みや画像等の削除や対応などの具体的な方法の指導。

③解決後の指導事項

ア家庭での約束づくりの重要性を説明して協力を求め、継続した観察等の協力依頼をする。

生徒への指導ポイント ～SNSなどでの被害を防ぐために～

- ① SNSなどに誹謗・中傷の書き込みや悪意をもって写真等をアップロードすることはいじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② SNSなどへの書き込みは、実名ではないアカウントで行うことができるが、調査によって書き込みを行った個人が特定されることや、特に、悪質な場合は犯罪として警察に検挙される場合もあること、また、SNSなどへの書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを十分考慮すること。
- ③ SNSなどを含めたインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることがインターネット利用のリスク回避につながる。

【生徒への指導】

上記ポイントをもとに集会や学級で指導を行う。専門知識を有する講師を招き、全校生徒や保護者に向けた啓発活動を行う。事例なども紹介し、身近な問題であることを実感させる。いじめアンケートではネット上のいじめについても回答欄を設ける。

【保護者への対応】

保護者会や学校便りを通じ、SNSでのトラブルの早期発見の協力和家庭での管理のポイントについて周知する。具体例を紹介し、注意喚起する。フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについては特に強調して説明を行う。

「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル（文部科学省）参照

#### 4 いじめの早期発見・解決のための取組

(1) いじめのサインを受け取るために

- ①休み時間や清掃時間、放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会の確保
- ②学級日誌や「さかみち」、自主学習等を活用し、生徒の変化を把握
- ③定期的に生徒の情報交換を実施し、教職員同士で生徒情報を共有

(2) 早期解決のための取組

【定期的な取り組み】

- ・いじめアンケート
- ・教育相談
- ・保護者との関わり

【日常的な取り組み】

- ・授業や休み時間の観察
- ・欠席者との連絡
- ・積極的な声かけ

【情報の収集】

- ・担任、教頭、生徒指導主事を中心に相談窓口として情報の収集
- ・職員間の情報の共有

(3) 問題解決のための適切な指導と支援

① いじめを受けた生徒や保護者への支援

ア 生徒に対して

- 事実確認とともに、いじめを受けている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、心身の安定を保証しする。
- スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- 生徒の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

イ 保護者に対して

- 保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明する。
- 学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。「いじめに関する報告書」を作成し、継続した聞き取りを行い、報告を行う。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

② いじめを行った生徒への指導・支援や保護者への助言

ア 生徒に対して

- 生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
- いじめを受けた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、生徒の行為に対する指導をするとともに、生徒が成長過程であることを踏まえ、その支援を行う。
- 集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- 生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止等の懲戒のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。その際、生徒のプライバシーや個人情報等の取り扱いには十分留意する。
- いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

イ 保護者に対して

- 正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されないことを理解していただき、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行う。
- 生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。その際、必要に応じてカウンセリングを勧めることもある。

③ 周りの生徒たちに対しての働きかけ

ア 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲介者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

イ はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導する。

ウ 必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

④ 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ対策委員会」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の指導や支援を行う。

イ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。

ウ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

(4) いじめの相談・通報体制

① 悩みを一人で抱え込まず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないことを理解させ、誰かに話す勇気をもたせる。

② 学校では、「被害者の保護」秘密の厳守「全教員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを生徒・保護者に発信するとともに、教職員は一人で抱え込まずに直ちに報告するよう、対処のあり方について理解を深めておく。

【学校以外の相談窓口】

県教委	いじめ電話相談 「福島いじめ SOS」	0 1 2 0 - 9 1 6 - 0 2 4
県教育センター	「ダイヤル SOS」	0 1 2 0 - 4 5 3 - 1 4 1
県警	「いじめ 1 1 0 番」	0 1 2 0 - 7 9 5 - 1 1 0
福島県中央児童相談所		0 2 4 - 5 3 4 - 5 1 0 1
福島市総合教育センター		0 2 4 - 5 3 6 - 7 7 0 0

## 5 いじめの重大事態への対処

### (1) いじめに対する措置

その日のうちに	<p><b>1 いじめ発生の情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの可能性のある情報の把握</li> <li>聞き取り</li> </ul> <p><b>2 報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憶測を入れずに事実のみ</li> <li>些細なことも報告</li> </ul>	<p><b>担任</b> 生徒 保護者 他の教職員 <b>担当教職員</b> アンケート 面談 等</p> <p>↓</p> <p><b>学年主任・学年生徒指導</b> (学年で共有)</p> <p><b>管理職</b> <b>生徒指導主事</b></p>
2日以内	<p><b>3 事実関係の把握・情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを受けた生徒</li> <li>いじめを行った生徒</li> <li>周りの生徒</li> <li>教職員</li> <li>保護者</li> </ul> <p>早期の対応 早期の危機介入</p> <p>※ 被害者の保護</p>	<p>指示…学校全体での組織的な対応</p> <p><b>担任・関係職員</b></p> <p>いじめを受けた生徒 } 情報の突き合わせ いじめを行った生徒 }</p> <p>報告</p> <p><b>管理職</b> <b>生徒指導主事</b></p> <p>保護者・生徒の気持ちに寄り添った対応</p> <p>指示 <b>担任・関係職員</b> → いじめを行った生徒及びその保護者への指導・助言</p> <p>いじめを受けた生徒及びその保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への連絡 (学校としての方針、面談の連絡など)</li> </ul>
3日以内	<p><b>4 いじめ対策委員会</b> (認知)</p> <p>※ 緊急度に応じて、3・4を同時に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「様式2」の報告</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>	<p>いじめ対策委員会による対応</p> <p><b>管理職</b> 学級担任 学年主任 生徒指導主事 学年生徒指導担当 教育相談担当 養護教諭 スクールカウンセラー SSR担当 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導・助言の方針の立案、共有</li> <li>○ 指導・助言体制の構築             <ul style="list-style-type: none"> <li>誰が、誰に、いつまでに、何をするか</li> <li>すぐに行う対応</li> <li>中・長期的な対応</li> <li>保護者への対応</li> </ul> </li> </ul>
その後の対応	<p><b>5 再発防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導の機能を生かした授業づくり</li> <li>生徒一人一人の居場所がある学級づくり</li> </ul>	<p><b>見守り体制の整備</b></p> <p>いじめ防止啓発活動</p>

### 【警察への通報・相談に係る基本的な考え方】

- (1) 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- (2) いじめを受けている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（文部科学省）より

## 重大事態への対処

### 【重大事態の基準】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受ける生徒に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。  
ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。

### 重大事態の発生

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長（関係機関へ連絡）

↓  
市長⇄教育長⇄教育委員会学校教育課 7日以内に報告する

### 【緊急対策会議】

学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。  
会議には必要に応じて専門知識、経験を有する第三者の参画を図る。

### 【事実関係の調査】

公平性、中立性の確保に努め、事実の調査に当たる。  
調査主体に不都合なことがあっても客観的に可能な限り事実を明確にする。

### 【適切な情報の提供】

いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。  
個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への理解を得る。

### 【調査結果の報告】

学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。  
一報後、改めて文章により報告する。

※ 原則、「不登校重大事態」は学校の調査組織が調査を行う。なお、学校が調査を行う場合には「いじめ対策委員会」を母体とし、その他適切な外部人材を加えて調査を行う。

(2) いじめの解消

- ・いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性等から「いじめ対策委員会」がより長期を設定する場合もある。
- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。(被害児童等及びその保護者に確認する。)
- ・解消後、再発しないよう見守っていくこと。

## 6 年間計画

月	生活アンケート	研修会等 (◎) ・ 相談期間	その他
4月	年間指導計画の確認	◎生徒指導研究協議会 随時相談	
5月	第1回生活アンケート実施 (5月初旬)	二者教育相談 ◎いじめ対応研修伝達講習会 (1学期)	
6月			※職場体験
7月		教育相談(3年生)	※SNS講習会
8月	第2回生活アンケート実施 (8月下旬)	◎いじめ・不登校対応研修会 (2学期)	※防犯教室
9月		◎生徒指導研究協議会	
10月		二者教育相談	
11月	第3回生活アンケート実施 (11月初旬)	二者・三者教育相談	※薬物乱用防止教室
12月			
1月	第4回生活アンケート実施 (1月初旬)		
2月			
3月	今年度の反省		

※ 毎週行われる生徒指導委員会の中で、各学年の実態を報告し、指導・対応方針について協議する。

## 7 評価と改善

- (1) いじめ対応セルフチェックシートを実施し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう取り組んだか、人権意識を持って生徒に接し、生徒に信頼されるべき存在であるよう自省する。
- (2) 学校評価アンケートにいじめ防止等についての項目を設け、アンケート結果や年間のいじめ対応を検証し、学校のいじめ防止基本方針の見直しを行う。
- (3) 年間を通じていじめ発生件数が0である場合は、その事実を生徒・保護者に通知する。

## 【いじめ対応セルフチェックシート】

教職員が下記の「いじめ対応セルフチェックシート」で自分自身のいじめ対応を確認することで、いじめ問題への的確な対応が可能となることから、校内研修で毎回実施する。

### 〈基本〉☑を入れてみましょう

- 1  いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2  いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3  「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4  学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5  学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6  生徒のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7  いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8  「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9  いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10  学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11  学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

### 〈教職員自身の行動〉☑を入れてみましょう

- 1  生徒へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2  連絡帳や学校生活ノート等を活用し、生徒の日常の生活状況を確認している。
- 3  休み時間等、なるべく生徒と一緒にいようと心掛けている。
- 4  朝の学級活動から生徒の表情や体調に注意している。
- 5  適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6  少しでも生徒の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7  授業中の生徒の様子に気を配っている。

### 〈未然防止〉☑を入れてみましょう

- 1  いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に生徒に発信している。
- 2  いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3  コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4  携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5  自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6  生徒の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7  保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8  家庭環境に課題がないか意識している。

### 〈早期発見〉☑を入れてみましょう

- 1  すべての生徒の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2  生徒同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3  生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4  アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5  気になる生徒の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6  日頃から、養護教諭等やSCと報告・連絡・相談をしている。

### 〈発生時の対応〉☑を入れてみましょう

- 1  被害を受けている生徒の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2  いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3  いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である5W1Hを理解している。
- 4  聞き取りなどを行う際、生徒個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5  いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。

- 6  被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7  加害生徒に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8  犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9  加害生徒が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10  学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11  家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉 を入れてみましょう

- 1  どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2  いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3  不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4  学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。